

新しい小作料は貸し手、借り手の話し合いで 統制小作料は廃止になりました

農地改革以来、長年にわたって統制されていた小作料制度は、さる九月三十日で廃止となりました。この制度は、昭和四十五年十月一日に農地法の一部改正により、農地の賃借等に関する一連の規制が緩和されましたが、この際、既に設定されていた小作料に係る小作料は、小作農の経営に急激な変化を与えないようとの配慮から、本年九月末迄の十年間、経過措置として統制小作料が継続されてきました。そしてこの十年間の期限が切れて、統制小作料は完全に姿を消すわけですが、今後の小作料については、農地法に基づいて農業委員会が設定している「標準小作料制度」の下で、貸し手、借り手双方の話し合いにより、小作料の額を定めることができるようになります。そこで農業委員会では、この統制小作料の期限切れに伴い、一部に誤解もあることから、次の点



について関係者の皆さんに十分に理解していただき、混乱や紛争が起きないように、農業委員会の日常活動の一環として行政指導を行っていきたいと思います。

▽統制小作料の期限切れとは十月一日以降の小作料の額が当事者双方の協議により定められるだけであり、当然その小作料等の権利が消滅するものではないということ。

▽一般に農地の利用関係は、年を単位としており、その小作料は、主作物の作付前にその額が定められ、収穫後に支払うという契約が通常です。従って今年の小作料については、従来の契約で定められている小作料によるものとし改訂を必要とする場合は、昭和五十六年分以降の小作料について行うということですが、今後の小作料の額については、貸し手、借り手が話し合いによりその額を設定することができるとは、農業委員会の「標準小作料」の範囲内で、適正と認められる額を双方で十分に協議の上、円満な合意が望まれます。

▽貸し手、借り手が協議しても、それぞれに特殊な事情があり、話がまとまらない場合は、農業委員会で法律に定められた和解仲介制度により調停等による仲介を行いますので申し出て下さい。

この場合、協議なり調停等が長期になって、その間の小作料を支払い期日迄に支払わないと、債務不履行となりやすから、借り手は相当と思われる額を支払っておくことが必要です。もし受領を拒否された時は、供託しておくことが必要でしょう。

▽今年度から昭和五十八年三月末迄の間に、借り手が小作地を買取る場合には、残存小作地取得資金として最高七百万円迄借りられる制度があります。

▽当事者間で協議した結果、来年度からの新しい小作料について合意が成立した場合、賃貸借等による小作料額合意書を作成し、双方が署名捺印の上、農業委員会へ必ず通知して下さい。

農地の転用は許可を受けてから

最近農地の無断転用が目立って多く見受けられます。農地法では、果知事の転用許可（農地法第四条）がなければ自分の所有農地であっても勝手に建物敷地や山林、養魚池等に使用することはできません。また、農地を転用目的で売ったり貸したりする場合は（農地法第五条）も同様です。許可を受けずに転用した場合は、農地法違反となり処



●宅地・山林等を墓地にするには届出が必要です。

墓地・埋葬等に関する法律により、宅地・山林等を墓地・墳墓として使用する場合は、果知事の許可が必要ですので役場を経由して届出して下さい。

※届出が必要なもの

1. 墓 地
2. 納骨堂
3. 火葬場
4. 改 葬（埋葬した死体を別の土地に移す。）

※すでに破置されている墓地・納骨堂・又は火葬場については、現況調査を実施しておりますので、破置されている方は役場町民生活課へ連絡して下さい。

人の和は、心から
人権を守る

人権週間

今年も人権週間が十二月四日から十日まで実施されます。日頃お困りの方はご相談ください。秘密は守られ、無料で。この週間は全国的に行われ人権意識を高めるために実施されます。

- ・子供や老人の虐待、
- ・うわさ等により名誉や信用を失うこと、
- ・仲間はずれや、不当な差別
- ・騒音、悪臭、震動、
- ・借地借家、金銭、家庭問題

新潟地方事務局（TEL）（〇二五二）二二一五六一
宮崎純能、五十嵐義広

大学生を対象に—— 奨学金制度が

小須戸町奨学金貸与条例についてお知らせ

小須戸町では、町制九〇周年事業の一環として奨学金貸与条例を制定し、次により貸付けることになりました。

- 一、成績優秀な学生で、経済的理由により、公私立の大学（短期大学を除く）における修学が困難な者に対して学費を貸与する。
- 二、貸与を受けようとする者は、

- (イ)小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟。
- (ロ)修学の意欲が旺盛で、善良な社会人となるにふさわしい志操、及び健康をそなえていること。
- (ハ)学資金を受けなければ、本人の修学が困難であること。
- (ニ)奨学金の貸与は年二十名以内とする。
- (ホ)小須戸町奨学金以外の公私設の奨学金との併給は禁止する。
- (ヘ)奨学金の貸与額は一月月額二万五千円以内とする。
- (ニ)者の在学する課程の最短期修業年限とする。
- 七、奨学金には利息はつけない。

八、その他

- 〇五十六年度第一回貸与希望者は、奨学金貸与申込書を昭和五十六年四月二十五日まで教育委員会に提出して下さい。
- 〇申込用紙は教育委員会にあります。
- 〇不明または疑問の点がある場合は教育委員会に問い合わせて下さい。

県民の努力で追放飲酒運転

十二月十一日～一月十日

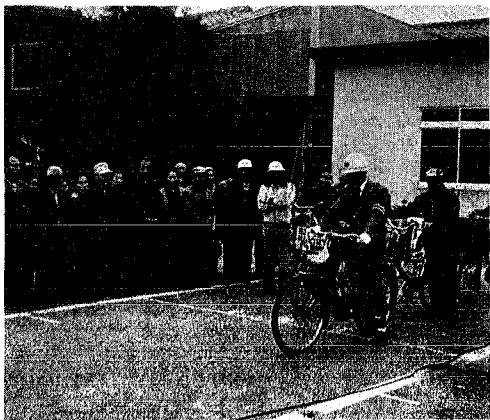
「県民の努力で追放、飲酒運転」……をスローガンに、この期間の運動を、今年は飲酒運転追放県民運動として実施することになりました。

年末・年始にかけては飲酒の機会が多くなるので、一人ひとりの飲酒運転追放の意識を高めて、交通事故の防止を図り、あわせて冬期特有のスリップ事故及び踏切事故防止の徹底を図ることを目的とし強力な取り組みが実施されます。

（運動の重点）

- 一、飲酒運転の追放
- 二、スリップ事故の防止
- 三、夜間事故の防止
- 四、踏切事故の防止

老人の交通安全教室



さる十月二十四日午後一時三十分から老人クラブを対象に交通安全教室が開かれました。

場所は老人福祉センターで新津警察署の交通係官より老人の交通安全の話聞き、ひき続き、「お年寄りの交通安全」の映画を見た後、自転車の正しい乗り方について勉強しました。交通遊園の模擬コースで自転車に乗って、交差点における、右折、左折のしかたや横断するときの安全確認等について、交通指導を受けていました。

道路除雪に協力ください。

町では今年も雪が積ると除雪作業のじゃまになる次のことについて、ご協力をお願いします。

- 道路に垂れさがる木や枝の切り落とし。
- 道路上での駐車はしないでください。
- 除雪車運行の障害となる物は取り除いてください。
- 側溝、堀等の障害は、融雪時の水害原因となりますので、取り除いてください。



感電事故に注意

東北電力からお願い
垂れ下がった電線には触れないで、すぐ東北電力へ雪が降り積ると、雪の重みで電線が切れたり、地んだりして道路上や、屋根上に垂れさがることがあります。絶対に触れたり踏んだりしないで近くの東北電力へお知らせください。

雪おろしには電線に十分注意して

雪おろしのときは、引込線やトランスなどに触れないよう注意しましょう。

電線の近くで、たこあげやひこうきあそびはやめましょう。もし、たこやひこうきが電線にひっかかったときは、近くの東北電力へお知らせください。

水道料金とメーター検針

水道の使用料金は、ご存知のとおり毎月メーターを検針して、その使用量によって料金を算定しておりますが、雪が積るとメーターが雪の下に埋まり、検針ができなくなり、このような状態になったときは、過去の実績により料金を推定して徴収し、過不足が生じた場合は後で還付または納入していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

12月10日（水）
交通安全家庭の日
今月のテーマ
「飲酒運転はやめましょう」

交通遊園の模擬コースにおける交通安全教室

写真右は
交通遊園の模擬コースにおける交通安全教室

東北電力新津営業所
電話 (三) 三三四一
小須戸出張所
電話 二二〇四